

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 7 年 5 月 2 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス栗東小柿店 栗東市小柿三丁目 53 番 1 ほか

2 意見の概要

栗東市からの意見

- (1) 建設地周辺地域に居住地があるため、設置設備および搬出入の荷さばき作業等に伴う発生音について、特に早朝・夜間においては近隣住居等の生活環境への配慮を行うこと。
- (2) 前面道路の交通量が多いため、市道目川小柿線への出入りにおいては左右の見通しを十分確保し、市道小柿工業団地 2 号線への出入りには疑似停止線等を設置すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

(2) 縦覧期間 令和 7 年 5 月 2 日から令和 7 年 6 月 2 日まで